

## マルクス主義と奴隷制をめぐる諸問題(2)-隷属の多様性について-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福本, 勝清 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/5284">http://hdl.handle.net/10291/5284</a>

## マルクス主義と奴隷制をめぐる諸問題（2）

—— 隷属の多様性について ——

福 本 勝 清

### 1. 20世紀社会主義の興亡と「奴隷制」の盛衰

社会科学や歴史研究の用語としての奴隷制は、単に奴隷が社会の一つの制度となっているということの意味するにすぎない。だが、「20世紀社会主義」における歴史学（マルクス史学とかマルクス主義歴史学と呼ばれたもの）においては、特別な意味を持たされていた。いうまでもなく、奴隷制は、原始社会の崩壊とともに、最初に成立する階級社会の生産様式であり、次の生産様式である封建的生産様式に先行するものとされた。つまり、その成熟から崩壊の過程において、奴隷制は農奴制に転化し、封建的な生産様式を成立させるとされ、かつまたその封建社会はその内部から資本主義社会を発生させるとされ、さらにその資本主義社会から社会主義社会が必然的に産み落とされるとされたため、奴隷制は人類が必然的に辿らなければならない不可欠の歴史発展段階であるとされたのである。

そのような不可欠な歴史発展の段階としての奴隷制は、20世紀社会主義特有の歴史観、いわゆる「歴史発展の五段階論」に基づいたものであった。人間の歴史は原始社会→奴隷制→封建制→資本主義社会→社会主義社会へと発展するとする「歴史発展の五段階論」あるいは「世界史の基本法則」は、マルクス主義の創始者たちの歴史観から出たものではないことについては、

前々稿「マルクス主義と奴隷制をめぐる諸問題」において明らかにしたとおりである。マルクス主義の創始者たちばかりでなく、19世紀末から20世紀初期に活躍したヨーロッパの初期マルクス主義者たちもまた、このような直線史観に従ってはいなかった。

1960年代以後、脱スターリン化の進展とともに、このような五段階論の再検討が行われるようになる。その最も象徴的な例が、1960年代中葉以後、世界的な規模において再開されたアジア的生産様式論争である。しかしながら、この論争は、従来、五段階説を奉じてきた諸国（社会主義国）の公式的見解を覆すには至らなかった。また、強固なマルクス史学がすでに確立していた日本においても、様々な論争が行われ、再検討が進められたとはいえ、日本の五段階説である「世界史の基本法則」が、基本的な骨格として、揺らぐことはなかった。公式学説は、基本的には1989～1991年の、ソ連・東欧社会主義圏の崩壊時まで、大枠として維持されたといえる。また、その後も、残された「社会主義国」（たとえば中国）では、大枠としていまだ維持されている。

1960年代以後の、マルクス主義諸学において、奴隷制に関する議論は、おおそ三分野に包含されると考えられる。

- ① 主として人類学を中心とする、アフリカ及びアジア諸民族の奴隷制の研究
- ② 古代史、中世史領域における奴隷制研究
- ③ アメリカ奴隷制の研究

これらは互いに関連している。とくに①と③は密接に関連している。それは、奴隷の送り手の側であったアフリカの奴隷制と受けての側のアメリカ奴隷制の関連であり、かつ、資本主義的世界システムに組み込まれ、そのシステムのなかで連動していたことを想起すれば、容易に了解できるはずである。また、②と③は、世界史における奴隷制が、ギリシア・ローマの奴隷制とアメリカ奴隷制を典型としている以上、奴隷制研究はつねに、この二つの代表

的な奴隷制を意識せざるをえないからである。たとえ、この二つの大規模な奴隷制が、世界史における例外的事象であったと結論づけられたとしても、研究者たち或いはフィールドワーカーたちは、自己が研究対象として関わっている奴隷制と、この二つの奴隷制との相違を意識せざるをえないであろう。それゆえ、古典古代世界の奴隷制研究を代表するフィンレイの奴隷制についての見解が、古代史家や中世史家ばかりでなく、多くの人類学や民族学研究者によって参照されたり、或いは批判の対象とされるのは、当然であろう。

おそらく、奴隷制研究の相当部分をアメリカ奴隷制研究が占めており、かつマルクス主義者も、ハイチの奴隷革命を書き上げた G. L. R. James の『ブラック・ジャコバン』以来、多大な関心をアメリカ奴隷制に置いてきた。また Eugene Genovese のアメリカ奴隷制研究もよく知られている。だが、目下の筆者の関心がプリミティブな社会と奴隷制の関り、或いは階級や国家の発生と奴隷制の関りにあるため、前述③の分野については本稿ではとりあげない。

## 2. 1970年代以降の奴隷制研究の新展開 — 遍在する奴隷制

さて、1970年前後から活発化した、主として人類学 — 或いは人類学的な歴史研究 — における奴隷制研究は、1980年前後に次々に成果を生むことになった。この奴隷制研究の高まりは、やはりマルクス主義人類学と浅からぬ関係にある。たとえば、J. L. Watson (1980) は、人類学の奴隷制研究が、アメリカ奴隷制研究や古代史学（具体的にフィンレイ）からの影響や刺激を受けていることをあげ、さらに、ネオ・マルクス主義による伝統的人类学への挑戦 — 生産様式論とりわけ奴隷制的生産様式 (slave mode of production) の提起 — から大きな影響を受けていることを認めている。この場合のネオ・マルクス主義とは、ゴドリエやメイヤサーの理論的実践に始まるフランス・マルクス主義人類学、或いはそれらをも含めつつ展開された

アルチュセール学派の台頭とその影響を受けたマルクス主義の新動向を指す<sup>1)</sup>。

1980年前後に登場した奴隷制研究の成果とは、諸家がアフリカの奴隷制を論じた Miyers & Kopytoff (1977), 同じく諸家がアジア及びアフリカの奴隷制を論じた J. L. Watson (1980), さらに東南アジアの奴隷制を論じた Anthony Reid (1983) — 以上いずれも論文集 — のほか, Orlando Patterson (1982), P. E. Lovejoy (1983), Claude Meillassoux (1991) 等であり, また, それ以降発表された M. A. Klein (1993), Gwyn Campbell (2004) — ともに論文集 — 等も, その延長上にあると考えられる。

これらの論者（もしくは編者）たちがみなマルクス主義者であるというわけではない。著者、編者及び寄稿者を含め、マルクス主義者はむしろ少数を占めるであろう。だが、奴隷制研究の性質が然らしめている点において、論者たちは好むと好まざるとにかかわらずマルクス主義と向き合わざるをえない部分があるように思われる。それは、まず前述しように、奴隷制研究を含むプリミティブな社会の社会的諸関係を、生産様式論的視角から把握しようとするマルクス主義人類学の刺激を受け、奴隷制研究が進展してきたという点においてである。また、同時に、人類学が扱うデータの多くが植民地下において作成されたように、人類学がプリミティブな社会と触れ合う時、それはつねに資本主義的な世界システムに組み込まれ、それによって以前の社会がより歪められた現実に向き合わざるをえないという点において、人類学研究は必然的にマルクス主義あるいはそれに類似した思想的潮流から影響を蒙らざるをえない「出生の弱み」を抱えているように思われる。ポストモダニズム（歴史学）のように、解決をすべて言語の問題に求めるのならば、一応その問題は棚上げにすることが可能になる。だが、もし自らのフィールドをとりまく現実に直面するならば、おそらくこの出生に纏わる弱みから容易には逃げ切れないはずである。

以上の論者や編者のなかで、その著述から明確にマルクス主義とわかるの

メイヤスーと Lovejoy だけである。だが、Patterson (1979) は『ニューレフト・レビュー』に寄稿したものであり、また Patterson (1982) — 邦訳名『世界の奴隷制の歴史』(2001) — から、パターソンがマルクスが奴隷及び奴隷制を如何に論じていたか、そしてネオ・マルクス主義学派が奴隷制的生産様式をどのように提起しているのかについても精通していたことが理解できる。また Myers & Kopytoff, Watson, A. Reid, Klein, Campbell 等についてもその序論から、彼らが少なくとも奴隷制に関するマルクス主義的な議論、特にネオ・マルクス主義による奴隷制研究を熟知 — どのくらい十分に熟知していたかという点については著者それぞれ異なっているが — して論じていたことがわかる。

まず、奴隷制に関するこれらの著作や論文集から、奴隷制の圧倒的な遍在性が印象づけられる。遍在は地域的にも、また時代的にも、明らかである。いたるところに奴隷が存在し、かつ奴隷制が存在した。また、いつの時代にも奴隷及び奴隷制が存在していたように思われる (19 世紀後半から 20 世紀前半にかけて、それぞれ奴隷制が廃止されるに至るまで)。それはまったく議論の余地のないほどだといってよい。そしてまたその奴隷制の多様性にも圧倒される。従来の「歴史発展の五段階論」から言えば、原始社会崩壊の過程において奴隷制が支配的になる以上、アジア、アフリカを中心としたプリミティブな社会における奴隷の遍在は当然であろう。だが、パターソン (2001) やモーリス・ブロック (1996) が言うように、奴隷は、これまで考えられなかったような狩猟社会にも — 稀ではあるが — 存在していたといわれる。それ以上に問題なのは、プリミティブな社会に奴隷制が埋め込まれているかのようにみえることである。或いは、プリミティブな社会と奴隷制が共存しているとも言える。つまり、多くの場合、これらの奴隷制はけっしてプリミティブな社会の崩壊の過程で生れてきたといったレベルのものではないのである<sup>2)</sup>。

ここで明らかになった奴隷制の遍在は、従来の「歴史発展の五段階論」を

利するかに見えるが、決してそうではない。まず、多くの奴隷制は生産と必ずしも結びついていない。また、結びついている場合でも、生産様式や生産関係を規定づけるほど、その社会において主要なものとはなっていないからである。また、原始社会の崩壊とともに成立し、封建社会（もしくは農奴制）の生成とともに衰退するとも言えないからである。かのモルガン＝エンゲルス説に言う——具体的にはエンゲルス『家族、私有財産及び国家の起源』（以下『起源』と略す）においてたかだかと謳いあげたような——、原始社会における生産力の発展とともに、私有財産が生まれ、それが共有にもとづく原始社会を崩壊させ、階級社会を成立させるが、その最初の階級対立こそ、奴隷所有者と奴隷の対立である、といったシェーマは到底通じそうもないのである。

このプリミティブな社会と奴隷制の共存は、たしかに、1880年代に形づくられたかのように見えるマルクス及びエンゲルスの原始社会論には適合しない。とくに、エンゲルス『起源』の原始社会＝無階級社会の記述とは矛盾する。だが、1850年代、『資本制生産に先行する諸形態』（以下『諸形態』と略す）を書いた頃のマルクスの「本源的な共同体」の記述とは齟齬をきたしてはいないのである。本源的の所有にもとづく共同体、アジア的、ギリシア・ローマ的、ゲルマン的共同体は、奴隷制や農奴制のような社会的隷属を包含しつつ存在しているのである<sup>3)</sup>。

では、生産にそれほど関わりがないとしたら、そのような奴隷制を、どのように社会や歴史のなかに位置づけたらよいのであろうか。従来の奴隷制研究がどうしても史上もっとも代表的な奴隷制であるギリシア・ローマ的な奴隷制とアメリカ奴隷制に焦点をあててきたため、奴隷制はつねに労働制度、もしくは生産に関するものと考えられてきた（イングラム、1943）。かつ奴隷は売り買いする商品、或いは元手や資本の一部と考えられてきた。つまり、生産的奴隷であろうと非生産的奴隷であろうと、つねに経済の視角から考察されてきた。だが、奴隷制研究の新展開が明らかにしたのは以下の諸点である。

- ① 奴隷は仲間を増やす手段であった。
- ② 奴隷は従者を増やす手段であった。

以上、①②はともに自己の勢力を増やす手段であったということになる。これら、とくに①は、我々の常識に反している。購入や交換であれ、掠奪や誘拐であれ、捕虜であれ、奴隷が自己の家族、親族、氏族、部族、共同体の成員を増やすための方法であるなどとは、我々はなかなか想像することができない。だが、周囲の身内ではない集団に対し、自己の仲間や味方の少なさを嘆いているようなところや、依拠すべき狩猟地や放牧地、あるいは耕地が人間に比べ余っているようなところでは、仲間や味方を増やすことは切実な問題である。出生率が低かったり、幼児死亡率が高く、平均寿命が短いプリミティブな社会は、戦争や飢餓のたびに、消滅の危機に陥りやすい。そのような危急の際、もし、いずれ完全に身内になってくれそうな人間を購入や交換、或いはその他の手段によって得られるならば、好都合というものである。その可能性のあるのは、子どもや少年少女、あるいは女性ということになる。問題は、身内になってくれる、あるいはいずれ身内になってくれる（同化する）ということ、その人びとはどのような属性でなければならないか、ということにある。答えは自ずから決まっていよう。他の家族、親族組織、共同体などから切り離されていることである。他の親族組織や共同体と繋がったままでは、身内になったとしても、言わば紐つきの身内である。その点において、奴隷にはそのようなしがらみはない。外から連れてこられた奴隷は、その親族組織に組み込まれなかったり、共同体成員と同等の権利が与えられなかったりするが、しかし配偶者をあてがわれ、同じコミュニティで生れた奴隷の子どもはもう売られることはなくなる。二世代目、三世代目と代を重ねつつ、次第に親族組織に組み込まれ、同等の権利を与えられることになる。狩猟社会に至るまで奴隷が存在するという意味は、おそらくここにあろう。

②についても、同様のことがいえる。この場合、単なる身内や仲間ではなく、自分の言うことを聞く人間が欲しいのである。これは、時には、妻、子



ども、義理の家族を増やすことによっても果される。自分に従う人間は、多くの場合、自分に扶養される人間である。奴隷を手に入れ、それを扶養し、そしてそれらを侍らすことは、自分の権威伸張の手段である。アフリカのプリミティブな社会に顕著な奴隷兵は、それが武力に転化した場合の例である。我々の常識では、奴隷と兵士をイコールで結びつけることは難しい。抑圧されている奴隷に武器を持たせたところで、反抗のための手段を与えることになるだけで、主人に忠誠を誓う兵士になりうるのか、大いに疑問だからである。だが、奴隷がもとの共同体から引き離され、奴隷としてしか生きていけない世界では、奴隷は主人に忠誠を誓い、主人の寵に浴することでしか、自らの解放を勝ち取ることはできない以上、奴隷は兵士たりうる。そして、③交換のための奴隷や生産のための奴隷がくる。①②の点において、すでに奴隷には価値があることが理解されており、接触した集団の間で、ものを交換するように、奴隷を交換することが行われたであろう。そして、自分たちが欲しいものを調達するために、奴隷との交換によって手に入れるということが可能となった。たとえその社会が生産面において奴隷にまだ価値を見出していなかったとしても、交換のための価値は容易に見出すことができたであろう。事実、アフリカの遠隔地貿易において、奴隷は金や岩塩などと同じように古くから交換されてきたのも、そのためであった。

何故①②が好まれたのか。他に仲間を増やす方法、従者を増やす方法がないわけではない。だが、奴隷による方法もまた、仲間を増やす方法及び従者を増やす方法としてつねに優先的に選択されてきたように思われる。どうして身内や従者を増やす方法として、何故奴隷が好まれたのか、或いは選ばれてきたのかという問題は、結局のところ、奴隷とは何かという問題に帰着する。

では、奴隷とは何か。奴隷及び奴隷制の本質については、様々に議論がなされてきた。マルクス主義の世界では、スターリンの定義がよく知られている。「奴隷制度のもとでは、生産関係の基礎は奴隷所有者が、生産手段を、

また生産の働き手である奴隷を所有することであって、奴隷所有者は、奴隷を家畜同様に売り、買い、殺すことができる。「富者と貧乏人、搾取する者と搾取される者、完全な権利をもつ者と無権利な者、されらの両者のあいだのすさまじい階級闘争——これが奴隷制の光景である」（『弁証法的唯物論と史的唯物論』国民文庫）。さらに続けて、スターリンは農奴について「封建制度のもとでは、生産関係の基礎は封建領主が生産手段を所有し、生産の働き手たる農奴を不完全に所有するということであって、封建領主は、もはや農奴を殺すことはできないが、売買することはできる」と述べ、奴隷と農奴について、完全な所有と不完全な所有、売り、買い、殺すことができる者と、売買はできるが殺すことができない者の相違だとして受け取れない記述をしている。20世紀社会主義の歴史においては、この定義によってそれぞれの国家や民族の歴史において奴隷探しや農奴探しが懸命に行われた。結果は、それぞれの国家や民族において、奴隷や農奴が発見され、「歴史発展の五段階論」すなわち直線史観が実証されたかのような印象がつくられた。

19世紀末に出版されたイングラム『奴隷及農奴史』には、「ともあれ奴隷制の本質的特徴は、奴隷主が奴隷の身体の所有者である——この所有に由る諸権利には多くの制限があるにしても——という事実の中に求め得ると考えていい」（イングラム 1943）と述べている。また、人類学者による定義としては、J. L. Watson（1980）はその序論で、「奴隷制の財産としての性格をもっとも重要なものとして受け入れるべきである。これこそが奴隷制と他の従属形態や強制労働の形態とを区別する」と述べている。それに対し、パターンソン（2001）は、まず「奴隷とは生まれながらに疎外され、全体として名誉を喪失した人間が永続的かつ暴力的に支配されるということである」と定義する。同書は『世界の奴隷制の歴史』とのタイトルで邦訳されているが、残念ながら奴隷制がいかに発生し、いかに拡大発展したのかを系統的に述べているわけではない。だが、奴隷と奴隷制に関する様々な示唆に富む議論を繰り広げている。パターンソンは、奴隷になるということが「社会的死」を意味

するところから、「最も奴隷らしくない人間というのは、大勢の人に少数の権利、権力、特権が拡散している状況に置かれた人間である。他方で奴隷は、たった一人の人に多くの権利、権力、特権が集中する状況にある人間である。これは奴隷に関する限り、重要な所有される身分であることを意味する」と議論を展開している。このパラグラフは、筆者が奴隷及び奴隷制に関する議論において、もっとも啓発された部分である。ここで重要なのは、奴隷になることは、社会において、ある人間——大体においては一人の人間——との関係しか存在しない人間になるということである。そして、彼はその唯一の人間に隷属している、もしくは、より徹底したレベルにおいては、その人間に所有されているということである。社会において生きている以上、他の人間は存在する。だが、他の人間は、彼に何の権利も義務も負わないし、また奴隷である彼も、彼が隷属している、もしくは彼を所有している主人以外の人間に対し主人を通じた関係しか持ちえないのである。まさに彼は社会的諸関係の網の目から毀れてしまった、あるいは剥ぎ取られてしまったという意味で、社会的に死んだ人間なのである。奴隷は外から、掠奪されたり、誘拐されたり、購入されたり、或いは戦争の捕虜として、主人の社会に投げ込まれるが、それは同時に、奴隷が生れ育った土地の社会的諸関係の網の目から、剥ぎ取られる過程でもある。フィンレイが「奴隷が異邦人であること」を強調したように、奴隷は本質的にその社会にとってアウトサイダーなのである。

ここから、奴隷である彼が、何故私の身内になりうるか、あるいは私の従者になりうるかがよく理解できるはずである。もとの関わりから引き離され、自分との関わりしか持ちえない以上、彼は私以外の他人と生きるすべをもたない。彼が私に隷属している以上、逃亡するか、自殺するか以外に、私の望む生き方しかとりようがない。そして、奴隷制を持つ社会は、そのような私と奴隷の関係を合法的なものとして認め、私の奴隷に対する権利の行使は、慣習や法によって保護される、ということになる。

彼らが交換されたり、売買されたり、あるいは生贄とされたり、恣意的な懲罰を受けたり、時には殺されたりするのも、主人以外の人間と関わりを持たないからである。社会的関わりを持たない、社会的に死んだ人間であるからである。奴隷はよく家畜になぞらえられるが、確かに家畜が主人から如何に手ひどい扱いを受けていたとしても、他人は口出しできない。それは家畜が人間ではない以上、社会的な関わりを持たないからである。奴隷もまた、主人から手ひどい扱いを受けたとしても他人がそれを阻止することはできない。それは奴隷が社会的な関りを剥ぎ取られ、主人との関わりしか持たない以上、彼を主人の恣意から守ることは誰にもできないからである。

奴隷がたった一人にしか関係を持たないこと、そしてたった一人に隷属しているということが、権威や権力を求める野心ある人々にとって、奴隷をとつもなく魅力的なものにしている。奴隷が如何に有能であっても、彼には世襲貴族のように誇るべき家柄もなければ、出世した彼を通して権勢を振るおうとする父母も叔父や叔母も、そして当然一族の長老もいない。奴隷が持っているものは皆、主人である王が与えたものである以上、彼がたとえ解放され、家族や養子を持ち、それらを出世させたところで、もともとそれらはすべて王が与えたものである以上、王は自由にそれを回収することができる。主人による解放とは尽きせぬ恩恵である。その恩に解放奴隷は、終生をかけて報いなければならない（奴隷の解放に関するバターソン（2001）の議論——モースの贈与交換をベースとしている——も示唆に富んでいる）。

それゆえ、王は王族や貴族、或いは伝統ある官僚層に代わって、自らが解放した奴隷を高位につけ、彼らを通して権力を思うままに振るうことができる。王以外に奴隷や解放奴隷をコントロールできるものはいないからである。アジア的な社会において、宰相や高級官僚、或いは司令官や将校、そして宦官に至るまで、奴隷出身者が活躍、跋扈した理由がそこにある。

それに対し、たとえば一般の社会の家庭に生れた子どもは奴隷ではない。子どもはどのように弱く、無能であっても、また、どれほど、家父長的な権

力の行使が厳しくなされようとも親の奴隷ではない。子どもは、父母、父方母方双方の親族、そしてコミュニティ、時には国家や行政との関わりのなかで生まれ、育つのである。父母のほか、家族、親族、コミュニティも、子どもに対し権利を有していると同時に義務を負っている。子どもが奴隷になるとしたら、飢饉の時、止むを得ず親が子どもを余所者に売った時である。また、どんなに抑圧されていようと公民は奴隷ではない。たとえ、北朝鮮公民のように餓死が予想されるにもかかわらず国家によって救済されることのない、惨めな存在であったとしても、彼らは奴隷ではない。彼らが公民である以上、彼らは様々な社会的諸関係のなかで生活しているからである<sup>4)</sup>。

ここで少し先走った議論をすれば、農奴もまた奴隷ではない。それは奴隷が主人から殺される可能性があるのに比し、領主によって殺されることはないから、ではない。農奴は社会的諸関係から引き剥がされた人々ではない。彼らの身分は、その初期には引き続き奴隷と呼ばれたりしたかもしれないが、農奴は現地に生まれ育ち、生産手段を保有し、かつ家族及び親族組織を持ち、コミュニティに属する直接生産者であった。彼は、彼の人身を支配する領主と、彼の耕地を所有する領主と、同時に二人の領主を持つことができた。村落に幾つかの所領や荘園に入り組んで存在していた場合、彼が複数の耕地を持つならば、彼はその耕地を通じて同時に二人以上の領主と主従関係を結ぶことが可能であった。さらに、彼は土地の教会で洗礼を受けることによって、教会とも正規の関わりを結ぶことができた。コミュニティが村落共同体に組織されていた場合、彼らは村落を背景に領主層とバーゲニングを繰り返すことが可能であった。さらには、村落が幾つかの荘園や所領に分割されていることを利用して、村落に利害関係を持つ領主を競争させることもできたし、隣接した村落が連合し、より大きな領主とも対抗することも可能であった。このような農奴の日常闘争は、主人との関わりしか持たない奴隷には思いもよらないことであったであろう。「歴史発展の五段階論」においては、往々にして、奴隷革命や奴隷の主人に対する階級闘争が奴隷制を終焉させ封建制

を切り開く動力と見なされたが、奴隷が日常的に可能だったのは、せいぜいサボタージュぐらいであり、逃亡は繰り返されようと、奴隷にとっては命がけの一回きりの行為であり——主人にとって日常の出来事であったかもしれないが——、奴隷自身にとって逃亡は日常闘争ではありえなかった。

### 3. 奴隷制と奴隷制的生産様式

パターソン（2001）は、「奴隷制の本質には奴隷が労働者であることを要求するものはなにもない。労働者としての労働者は奴隷としての労働となんら固有の関係を持っていない」と従来の生産のための奴隷観の廃棄を呼びかける。もちろん、このことは奴隷が労働者として使われる可能性を排除するものではないが、それは「奴隷が必ず労働者を意味するということではない。わたしが繰り返し強調してきたように、前資本主義社会の奴隷の多くは労働者にするために奴隷化されたのではない。むしろ彼らは主人に経済的負担を負わせたと言えるかも知れない」とまで、言い切っている。

1970年代、80年代に公開された諸文献から理解できるように、奴隷制の遍在性が実証され、またその多様性が明らかにされてきたことから、パターソンの主張は大筋として当たっている。様々な社会の種々の奴隷制において、主人は必ずしも奴隷を生産のために調達したわけではないし、また獲得した奴隷を生産に振り向けたわけでもない。むしろ、その多くは生産とは関係があるとは思われない部署で使われたのである。だが、Campbell（2004）が序論で述べているように、プリミティブな社会における奴隷制を、生産的か非生産的かで二分することは、これまた生産的な議論であるとは思われない。

たしかに奴隷制は生産にそれほど関わらずに存在しうるとしても、生産とまったく接点のない奴隷制というのは理想的にはともかく、現実には存在しえないであろう。家内奴隷や宮廷の娯楽のための奴隷、宗教的な奴隷といえども、生産もしくは経済にまったく関係がないとはいえないからである。たとえば

祝祭や供犠といったことも、トータルな意味において、社会的生産或いは社会の再生産と深く関っているからである。

奴隷制の遍在を説明するのにこれまでマルクス主義（とくに「歴史発展の五段階論」）がとってきたような、生産あるいは経済的理由のみによる説明では、十分に説明しきれないというのは真実である。だが、奴隷制を発生させたり、拡大させた要因が、主に政治的、あるいは文化的、宗教的性格を有していたとしても、それらを含めて広い意味での利害関係、社会的生産及び再生産にもとづく説明は可能である。

マルクス主義者のプリミティブな社会に対する理論的アプローチは、そのような社会的生産及び再生産を生産様式として捉えようとするものである。ゴドリエやメイヤサーに始まるマルクス主義人類学は、プリミティブな社会を理解するため、幾つか斬新な生産様式概念を創り出した。またアジア的生产様式概念復活にも力を貸している。また、この潮流のなかに奴隷制的生产様式概念 (slave mode of production) もまた再登場している。

実際にはこの「奴隷制的生产様式」は、かの「五段階説」とは関わりを持たない。それゆえ、奴隷の農奴への進化や、奴隷制から農奴制もしくは封建制への発展といった視角は、メイヤサーを例外とすれば、ほぼ存在しない。それは、むしろ、マルクス主義人類学が創り出したプリミティブな社会の生産様式である「リネージ的生产様式 (lineage mode of production)」や「貢納制的生产様式 (tributary mode of production)」と同じ種類、同じレベルのものである。アルチュセール学派を受け、これらは様々に接合され、多彩な社会構成体 (social formation) を成立させると考えられている<sup>9)</sup>。

奴隷制的生产様式については、19世紀後半のスルー諸島 (Warren 2004) や植民地化される以前のダホメ王国など幾つか具体例があがっている。もっとも強力に奴隷制的生产様式論を展開しているのは、Lovejoy (1983) である。Lovejoy は、「奴隷制が社会的生産の本質的な構成要素である時、その制度はさらなる特徴を獲得する」と述べ、さらに「社会における周位的

存在から中心的な制度への奴隷制の変容は奴隷制にもとづいた生産様式の成立に結果する」と力説する。彼によれば、アフリカに自生した奴隷制は、大西洋奴隷貿易に先立ち、すでに一部の地域（西アフリカ沿海地帯）において奴隷制的生産様式といえるほどにまで展開していたといわれる。そしてそれは、17世紀以後、大西洋奴隷貿易における奴隷供給者として大量の奴隷輸出を引き受けることにより——すなわち資本主義的世界システムに深く組み込まれることにより、奴隷供給側のアフリカ諸地域の生産様式をも変容させ、各地に奴隷制的生産様式を成立させたほか、西アフリカなどでは奴隷制的生産様式をいっそう強固なものにした。

奴隷狩りにより大量の人間が沿岸地帯に連行される。そこから15歳から30歳までの男達がアメリカに輸送されるために抜き取られる。アメリカ奴隷制の奴隷需要は圧倒的にプランテーションの働き手である男達に集中した。それに対し送り先のアフリカでは、奴隷は女や子どもたちが好まれた。アフリカ各地の奴隷制の多くは同化のプロセスを前提としている開かれた奴隷制（open mode of slavery）だからである。女が農業の担い手でもあった点も見逃すことができない。それらの点において、アメリカ奴隷制とアフリカ奴隷制は相補的な関係にあった。沿岸地帯に残された女、子ども、老人は結局のところ、現地社会に奴隷として吸収されるか、或いはまた奥地に奴隷として売られることになった。沿岸地帯にせよ奥地にせよ、奴隷狩りや奴隷貿易に巻き込まれた地域では、女や子どもの奴隷や庇護民が増大し、野心家たちはそれら不安定な立場や従属的な地位の者を囲い込むことによっていっそう勢力を競うことになった。彼らは奴隷貿易によって得た武器を使い、地方に君臨するとともに、奴隷狩りを強め、自己の勢力拡大を図るために住民の奴隷化を進めたのである。

19世紀初頭より始まる欧米諸国の奴隷制廃止への動きは、19世紀後半の奴隷貿易の衰退をも招く。だが、アフリカ内部における奴隷貿易は衰退しなかった。却って奴隷労働を利用したピーナッツ、アブラヤシ（パーム油、パー



ム核)など経済作物の生産を活発化させ、奴隷制的生産様式の再編と延命をもたらしている。興味深いのは、同じく19世紀後半にアフリカを席捲したイスラム改革運動によって成立した諸国(諸勢力)が、却って奴隷制及び奴隷制的生産様式の持続に加担したという指摘である。その後、英仏によるアフリカ諸国の植民地化が進み、アフリカにおける奴隷制は衰退に向う。それとともに、奴隷制にもとづいた生産様式である奴隷制的生産様式もまた消滅する。

Lovejoy が、アフリカの奴隷制的生産様式に関して、それが資本主義的生産様式に接合されたものとして当該地域の社会構成を構想している点は、アルチュセールの影響を受けたマルクス主義人類学の特徴である。また、アフリカの奴隷が、植民地期に土地(或いは家園)を与えられ、村落(往々にして旧プランテーションに設けられていた)に住み、かつ週に数日、自分の土地で働いている時、その奴隷はすでに「農奴」であると述べる時、メイヤスーの影響が認められる。

Meillassoux (1991) は、モーリス・ゴドリエとともに、マルクス主義人類学の開拓者として知られているメイヤスーが1970年代以来の自身の西アフリカ奴隷制研究を踏まえ、書き上げたものである。同書が出版される以前(フランス語版初版は1986年出版)にすでに、Miyers & Kopytoff (1977)、J. L. Watson (1980)、Anthony Reid (1983) など、世界各地における多様な奴隷制に関する研究、及びOrlando Patterson (1982) の、奴隷及び奴隷制する斬新な議論が公刊されており、それに対しこのメイヤスーの著書は、「奴隷制の人類学」というタイトルからわかるように、それら奴隷制に関する人類学的議論をマルクス主義の立場から纏め上げようとしたものであり、奴隷制の一般理論といった趣きのある著作となっている。だが、その結果として同書は一貫して、奴隷の生産に携わる側面もしくは経済的側面にこだわることになった。同書が、Patterson (2001) のような成功をかちえることはなかった理由もそこにあると思われる。

メイヤサーの奴隷制論は、奴隷制を労働の生産性の向上とは無関係に、人間の剰余生産物を略取する、唯一の生産様式であると言い切る。これには、従来マルクス主義者が依拠してきたエンゲルスの奴隷起源説に対する批判が込められている。エンゲルス『起源』は、「すべての部門——牧畜、農耕、家内手工業——における生産の増大は、人間の労働力に、自己の維持に必要なである以上の生産物をつくりだす能力を与えた」と述べ、そこから戦争捕虜が労働奴隷として供給されていく議論を展開している。つまり、労働の生産性の向上が、当時の歴史的条件のもとでは、必然的に奴隷制をもたらしたと述べる。それに対し、メイヤサーはどのような社会であれ、人間は自分を養う以上を生産している、すなわち成人は若い世代を養うことによって世代の再生産をはかっており、さらに前の世代の老後の世話をもしていることをあげ、もし、そのようなサイクルから人間を引き離し、奴隷所有者のために働かすことができるならば、主人は彼の日々の労働の再生産のため以上の剰余生産物をすべて略取することが可能となると述べる。奴隷が働けなくなったら、彼に替えて新しい奴隷を使えばいいので、彼の老後のための費用すらいらない、と。

それに対し農奴は、自分の日々の生活の再生産ばかりでなく、彼の家族の再生産、すなわち世代の再生産も担っているのである。さらに、主人をも扶養している。つまり、農奴制は一定の労働の生産性の向上を前提にしなければ成立しないのである。このようなメイヤサーの奴隷制論は、メイヤサーが奴隷を異邦人とみなしていることに由来する。メイヤサーはこのような奴隷制を、単なる生産様式としてではなく、再生産様式として提示する。奴隷を消費する社会は、奴隷を供給する社会なしでは成立しない。この二つの社会の結合が奴隷制の再生産のサイクルを完成させるのである。すなわち奴隷制的生産様式がその物質的生産を維持していくためには、人間の再生産を他の社会に押し付けることによって、辛うじて成立するのである。そしてこのような二つの社会の関係を原始的な階級関係（primary class relation）と呼

ぶ。なぜならば、ここにあるのは搾取 (exploitation) ではなく、人間の掠奪 (extortion) だからである。

このようなメイヤスの議論は、彼がまさしくマルクス主義者であり、奴隷制に関するマルクス主義理論を自らの手で構築せんとする意欲を示している。それは、西アフリカ史における奴隷兵に関して、それが奴隷所有者 (国王や貴族) に自由民 (自由農民) を搾取・抑圧する手段を与え、階層分解を促進し、階級関係の成立をもたらすとするところにも、現われている。あくまでも、支配するものと支配されるもの、搾取するものと搾取されるものの関係の検出にこだわり続けている。また、メイヤスが生産に関する奴隷制の様々なタイプを、単純な労働奴隷、幾ばくかの土地を与えられた奴隷、耕地に居住し地代を払う奴隷、そして解放奴隷と列挙し、さらに再三にわたり、土地を与えられた奴隷や定住した奴隷から、或いはそれと没落自由農民との混合を経て、農奴制への展望を見出そうとしている点においても、彼のマルクス主義への思い入れを感じることができる。

マルクス主義である以上、発展論的発想を持つことは当然である。だが、彼が言及する農奴制への契機が、西アフリカにおける具体的な農奴制への生成に結びついたのかどうか、疑問に思う。そこには我々には馴染みの「小経営的生産様式」の展開もなければ、当然それにもとづく荘園制や領主制の展開といったといったシェーマも存在しない。上記のごとく彼の農奴制概念は簡素であるため、それに該当する社会は存在する可能性が高い。だが、主人に地代を払う隷属民ぐらいの低い水準で農奴制を規定しても、残念ながら、それが具体的な歴史研究や歴史叙述に何か寄与するとは思えない。やはり、実際の西アフリカの歴史において、その生産性の低さゆえ——たとえば東アジアや東南アジアと比較した場合——、農業生産に依拠した収取システムの更なる展開 (複雑化) が阻止されたと理解するしかないと思われる。それゆえ、西アフリカにおいては、生産性の高さに依拠しなくとも維持が可能な奴隷制が長く横行し続けたのだと考えられる。

我々はメイヤサーから、もっとも限界的なレベルの奴隷制について学ぶことができた。限界的なという意味は、生産性の向上を前提しないレベルにおいて成立する奴隷制という意味である。もちろん、このようなレベルから始まったとしても、奴隷制が奴隷を供給する側との関わりや、奴隷貿易とは無関係に維持されえない以上、外部世界との関わりから、生産性向上へ向けた刺激を受ける可能性は十分にある。だが、奴隷制をめぐる内外の関係のなかにおいては、新たな余剰は、奴隷所有者の富の蓄積や奴隷兵の給養、及び遠隔地貿易の支配に向けられる可能性が高く、他の収取システムへの転換への刺激にはならなかったであろう。

#### 4. 隷属の多様性 — 奴隷と隷属農民

これまで見てきたように、奴隷制研究の新展開により、奴隷の遍在性が証明されたと同時に、奴隷制の多様性も明らかにされてきた。この多種多様な奴隷の増大や奴隷制の拡大は、その社会の、資本主義的な世界システムへの組み込み（incorporation）と深い関係を有するという事も明らかにされたと思われる。奴隷制の多様性は、実は隷属や従属の多様性でもある。

しかし、奴隷制の多様性といっても、それは「歴史発展の五段階論」や「世界史の基本法則」のなかで、言われた種々の奴隷制とは、様相を異にする。もちろん、家内奴隷や債務奴隷は、いまでも使われているが、それらは奴隷制のタイプ（家内奴隷制、債務奴隷制）を表すためではなく、奴隷のタイプを示すためのインデックスであり、また家父長制も、奴隷制のタイプ（家父長制的奴隷制）を表すためではなく、奴隷制の相（特徴）を示すインデックスとして存在するといった方がよい。奴隷制自体に種々様々要素が見られるほか、奴隷制は他の様々な隷属のタイプと結びついて種々の「社会構成」を作り上げており、それをそれぞれの奴隷制のタイプとして区別することに意味がなくなったということの反映であろう。

さらに言えば、従来のマルクス史学において頻出した「国家的奴隸制」「古代東方的奴隸制」「総体的奴隸制」などといった概念についても、ほとんど見かけることはないといってよい。「総体的奴隸制」はアジア的生産様式下の公民（共同体農民）の、王や国家への隷属ぶりを示す用語であったが、戦後日本のマルクス史学では、古代アジア（日本を含めて）の社会構成を示すものとして読みかえられ、数十年にわたり通用していた。内容はアジア的生産様式でありながら、奴隸制を称することで、「歴史発展の五段階論」における古代奴隸制に適合する、両義的かつ便利な概念であった。「古代東方的奴隸制」はソ連史学において、アジア的生産様式論を駆逐するために作られた造語であり、アジア的生産様式に見えるものは、奴隸制のアジア的変種であり、古代アジア奴隸制の特徴であるとするもので、古典古代の奴隸制を成熟した奴隸制とみる観点から、初期奴隸制と呼ばれることもある。「国家的奴隸制」は「総体的奴隸制」及び「古代東方的奴隸制」と同じものをさしている。ただ、直截に、古代アジア国家の公民（共同体農民）の隷属性が、国家にとって奴隸と同一であるとの見解から名づけられている。「総体的奴隸制」は、マルクス『諸形態』において、アジアの共同体に君臨する包括的統一体のもとにおける共同体農民の隷属ぶりを奴隸制になぞらえた比喩であった。とすれば、「国家的奴隸制」や「古代東方的奴隸制」の奴隸制もまた比喩でしかなく、そのような比喩を現実のものと錯覚しなければならない情況——是が非でも奴隸制を創出しなければならず、もし奴隸がいなければ、もしくは奴隸が少なければ無理にでも奴隸を作り出さなければならなかった情況——が消滅すれば、誰も使おうとしなくなるのは当然であった。ただ、「総体的奴隸制」については、アジア的生産様式論の擁護者たちが、本来の意味で使う可能性がまだ残っている。

ここでは、奴隸制もしくはそれに類似した隷属形態の多様性を、アジア——東アジア、南アジア、東南アジア——をフィールドとして検証してみよう。戦前及び戦後のマルクス主義歴史理論において、アジアは特別な地位を

占めた。アジアにおける支配システムや隷属の形態がマルクスの歴史理論を生み出した古典古代や西欧中世のそれとは異なるということが、予め了解されていたからである。だがこのアジア史の特有な性格は、歴史理論の普遍性妥当性を旗印に掲げるマルクス主義教義体系においては、占めるべき位置を持たなかった。それは、アジアの特殊性をうすうす知りつつも、むりやり普遍的な歴史法則のなかに押し込めようとするものであった。それゆえ、マルクス史学のアジア史には、奴隷制も、そしてもちろん封建制も普遍的な発展段階として存在しえたのである。

では、20世紀後半の奴隷制研究において、奴隷制のアジア的な特性といったものが問題になっているのだろうか。現代の研究者たち（主に人類学専攻の）はどう考えるのであろうか。実は、アジア的特徴に関心を持つ論者は、意外に多い。人類学におけるマルクス主義的な奴隷制研究は西アフリカに始まった。だが、南アジア、東アジア、東南アジアを中心とした研究者、フィールドワーカーたちは、アフリカの経験をもとに生み出された奴隷制に関する理論、或いは親族組織やコミュニティとの関わりに関する視角を参照しながら、南アジアや東南アジアにおいては、それぞれの社会における奴隷制の特徴をつかみつつ、新たな理論展開を行ったと考えられる。

Miyers & Kopytoff (1977) がアフリカの奴隷制をモデルに、奴隷と親族が連続体 (continuum) をなしている — 同化のプロセスにおいて隙間なく繋がっている — と論じたのに対し、エドモンド・リーチなどから奴隷が親族組織の外にアウトサイダーのまま存在している例をあげての批判があったが、Watson (1980) はそれを受け、アジアにおける奴隷制の多くはむしろ、奴隷と親族は分離していると主張し、奴隷制の二つのタイプ、オープン (open mode) な奴隷制とクローズド (closed mode) な奴隷制を提起した。アジアにおいては主流とされるクローズド・モードの場合、奴隷は異邦人ではなく、同国人である場合も多い。その場合の奴隷化の原因は、犯罪者への処罰、債務、貧窮や飢饉である。これらの奴隷は、親族組織への同化のプロ

セスを拒否されているばかりでなく、往々にして差別されている。

この奴隷制の二つのタイプは、それぞれの社会における奴隷制が親族組織やコミュニティとどのような関係にあるのかを量る指標として有効だと思われる。個々様々な要素が絡むが、一般的に言って、オープン・モードがアメリカに多く、クローズド・モードとして挙げられているのがインド、ネパール、中国、朝鮮などであるというのも、ある程度理解できると考えられる。つまり、そこにあるのは奴隷制を持つ社会が、自己の集団（部族やコミュニティ）が外部の集団に対し少ないと感じているか、あるいはすでに一定の人口を持っていると感じているのかによって、それぞれの集団の戦略が異なってくると考えられる。共通しているのはおそらく「人が欲しい」であろう。だが、前者は「身内が欲しい」、あるいは「仲間が欲しい」で括れるのに対し、後者は自分たちのために働く「人手が欲しい」で括れるのであろう。それぞれの集団の既得権を持つ層が奴隷に対しどのように振舞うかによって、前者で言えば同化のプロセスの時間が決まるように思われる。後者においては、どのくらい排除されるか、或いはどのくらい差別されるかが決まるであろう。そして、文化的もしくは宗教的な差別の場合、その差別は抜きがたいものになる可能性が高い。

東アジアや南アジアにクローズド・モードが多いとされているが、豊かな自然、広い土地に比し、19世紀まで小人口をかこってきた東南アジアにおいては、やはりオープン・モードが主流であったように見える（Campbell 2004）。アンソニー・リードによれば、東南アジアにはオープン・モード、クローズド・モードも、ともに存在する。後者が比較的静態的な社会、労働集約的な水稲耕作を営む自給自足的な社会である可能性が高く、前者は商業を営む豊かな都市が典型であるという。外来の奴隷（アウトサイダー）を受け入れていたのは、ムスリム圏（インドネシア、スルー諸島）に顕著である。また、東南アジアの奴隷制がマイルドと見られていた理由の一つは、奴隷の来源が主要には債務によるものであったからであろう。債務奴隷はもし

同じ社会に属していた場合、従来の人間関係を完全に廃棄することは不可能である。たとえ債務を返済するほどの財力がなくとも、家族、親族、同じコミュニティのメンバー、或いは同じ宗教団体や仲間組織のメンバーは、債務奴隷に対し潜在的な権利や義務を有している。それゆえ、たとえ債務が期限内に返済できず完全な譲渡が行われたとしても、債務奴隷は動産としての奴隷 (chattel slave) とは異なる<sup>6)</sup>。

さらにもう一つ重要なことがある。それは、公権力の奴隷や類似の隷属民への強い関心である。その関心は究極的には、たとえ奴隷であっても王の臣民である以上、そこから可能なかぎり賦役、税を取り立てようという動機によっている、と考えられる。或いは、奴隷や私的隷属民を賦役や税の負担者として取り戻そうとする強い欲求がある。王は王族、寵臣や功臣に奴隷を賜与したり、多数の農民を使役する権利を認める。だが、一方で、奴隷が増えたり臣下が困い込む庇護民が増えることは、税や賦役の負担者が減ることを意味する以上、債務者が奴隷化しにくいように法を定めたり、臣下が持つことのできる奴隷の数を制限したり、税や賦役の負担者が減らないような施策も怠らない。また、奴隷や隷属民に一定の権利——たとえば自分を買戻す権利や主人を替える権利など——を認めることで、奴隷に対する国家の干渉を強め、奴隷所有者、地方実力者、貴族や大官などの力が必要以上増えないようコントロールを加えている (Terwiel 1983)。王は恩赦によって、臣下の奴隷を部分的に解放することも行っている。19世紀末、近代化を目指すタイにおいて奴隷解放が行われたが、それは王チュラロンコンのイニシアティブによるものであった。19世紀、タイの奴隷は全人口の三分の一から四分の一を占めるといわれていた。タイの奴隷解放は、オスマン・トルコと同じくヨーロッパ列強の干渉を防ぐために、やむをえず奴隷解放に着手したものであるが、従来の東南アジアの王権と奴隷制の関係を引き継ぎ、よりいっそうの王権の伸張を目指したものともいえる。

アンソニー・リード (Reid 1993) が挙げているオランダ領東インドの例



によれば、政府が必要とする賦役とは、道路、橋、灌漑溝、ダム、堰、運河、要塞の建設と維持に加えて、さらに植民地下におけるヨーロッパ植民地官僚のための施設や郵便制度、そして役人や政府調達物資、及び税（銅銭）の輸送のための労役の提供及びそのための馬車や牛馬の供出などである。これらから、何ゆえこれらが、公民或いは王臣の賦役となったのか、理解できよう。つまり、これらは主に、もともとが共同体の成員による「共同体のための賦役労働」によって担われるものだったのである（望月清司 1971）。「共同体のための賦役労働」は、個々の共同体成員にとっては剰余労働であっても、共同体にとっては必要労働であった。その起源は極めて古くおそらくそれらはプリミティブな共同体（小共同体）の時代から存在したと思われる。マルクス『諸形態』に範をとれば、それら小共同体のうえに上位の共同体（包括的統一体）が築かれ、その上位の共同体（王）がすべての土地（及び水）の所有者として君臨するにいたる。共同体のための賦役労働は最終的にはこの上位の共同体の首長のために捧げられることになる。小共同体と上位の共同体との力関係によって、どの程度が小共同体のために残されるか、統一体に奉納されるかが決まる（貢納関係）。共同体のための賦役労働を超えた苛酷な貢納の要求は、先のメイヤサーをなぞれば、原始的な意味における「搾取」であろうし、包括的共同体と小共同体の関係は、原始的な階級関係に転化する（ローザ・ルクセンブルク）。包括的統一体の支配のもと、次第に公権力が小共同体を経ず王民を個々に把握するようになるにつれ、貢納は国家への賦役や税にとって替られる。国家が小経営を行う個々の農民の剰余労働、剰余生産物を直接収取する可能性が生れる。小共同体は消滅し、親族組織が伸張するか、土地所有にもとづいて再編された新たな共同体（村落共同体）が形づくられるかは、基本的には個々の民族やその地域社会の戦略によるものと考えられる。

アジア的國家の「共同体のための賦役労働」への要求（権利）は根本的なものであると思われる。土地や水の所有者である王の支配の下においては、

直接生産者の負担は「地代と租税の一致（未分化）」（マルクス『資本論』第三部第四七章）の形態をとり、その国家は「共同体のための賦役労働」を通して、農民の剰余労働、剰余生産物を可能なかぎり吸収せんとする傾向を強く有していた。

共同体を古典古代的共同体ととれば、市民と奴隷は峻別され、奴隷は市民である主人を通してしか社会的関係を持ちえない以上、共同体（都市国家）が奴隷に直接関することはない——元市民は別として。しかし、アジア的社会においては、土地（王土）に住み、王の統治に浴するものはみな王臣とみなされ、実際にはともかく奴隷及びその他の隷属民も、潜在的には「共同体のための賦役労働」を負担することを期待されている。それが実現するかどうかは、王と奴隷所有者（王臣）との力関係による。公民と奴隷の境界が曖昧にならざるをえない（Shutherland 1983）のも、主要にはそのためである。

この奴隷に対する公権力の強い関心は、東アジアにおいても同様に存在する。たとえば、北魏以降の均田制は当初、奴隷（賤民）への給田をも含んでいた。隋代に入り土地の不足から奴隷への分給は廃止されたが、日本における班田収受においては、奴婢への給田も行われている。国家から給田を受ける奴隷は、どのように言いつくろったとしても——このような規定は奴隷を多数擁している奴隷所有者のための規定であるといった議論があるにせよ——公権力の関心の対象であることには違いない。さらに、朝鮮においては、李朝期にそれぞれ40万から50万人の公奴婢、私奴婢がいたと言われる。だが、公奴婢は人頭税を納めており、私奴婢に関しても、良民を確保しようとする国家と奴隷所有者の間でせめぎあいがあった。国王は貴族たちの経済基盤を弱める手段として奴隷の解放に積極的であったといわれる。

最後に、上記の奴隷制に関する議論が、中国西南の奴隷制の理解に寄与するかどうかを検証したい。社会主義中国において例の「歴史発展の五段階論」がそのまま少数民族の歴史にも適用されたところから、西南諸族の社会に奴

隷制を発見しようとする試みが熱心に行われた。ただ、そのなかではワ族の奴隷制と涼山彝族奴隷制が検討に値する。ワ族奴隷制は、民国期にすでにその存在が知られていた。ワ族においては、奴隷はほぼ債務が原因であり、債務の質にとられたのは大体は子どもであった。そのような子どもは、主人を親と呼び、主人とともに働いた。このような債務奴隷は、主人によって売られる可能性があったが、その家族に最後まで請け戻す権利が残っていた。主人に気に入られるとその養子となり、主人の親族組織の一員となった。奴隷も結婚することができた。ワ族には、終身の奴隷や世襲的な奴隷がいないところから、奴隷は結婚、子どもの出産、一家を構えるといった一連の過程のなかで、コミュニティに同化していったのだと思われる。以上、ワ族奴隷制は、債務奴隷が多数を占めること、同化のプロセスがあり、奴隷はすみやかにコミュニティに同化したことから、東南アジア的な奴隷制であるといえる。

では、中国でもっともよく知られた涼山彝族奴隷制はどうであろうか。涼山彝族奴隷制においては、奴隷はその最盛期（民国期末）に人口の43パーセントを占めたといわれる。誰もがこの数字に驚かされるが、このように奴隷が大量に集積されたのは、彼らがアヘンに関してからのことであったと思われる。アヘンを元手に手に入れた武器が彝族（ノス）の涼山周辺社会への襲撃を容易にし、さらに掠奪してきた奴隷の生産（アヘン栽培や食糧生産）への利用を促したのである。それ以前に、一体涼山地区にどのくらいの奴隷がいたのかについて、ほとんど依るべき数字がない。一説によれば、約10パーセントぐらいであったと言われている。奴隷をも商品のなかに含めるような繁栄した商業ネットワークとの関わりなしで、大量の奴隷を蓄えることは、一般には考えられない。自生的な生産や交易のシステムのなかで、大量の奴隷を抱える必要も、それへの刺激もないからである。筆者が知る限り、大量の奴隷を抱える社会は——古典古代世界を除けば——みな近代以降の資本主義的世界システムとの関わり、特に奴隷貿易のネットワークとの接触に大きな刺激を受けている。アフリカであれ、アジアであれ、首長や王はみな

貿易を独占し、ヨーロッパからの武器の輸入を独り占めにした。武器と交換できるもっとも有力な商品が奴隷であった。その結果が、周辺諸族に比べ卓越した武器を持ち、相対的な劣勢に陥った諸族に向け奴隷狩りを行う新興首長国や新興国家の誕生であった。ただ、涼山の場合、外界との関連は、アヘンと武器の取引であり、奴隷との交換ではなかった。というのも、彼らが相手にしていたのは、中国の軍閥であったからである。また、涼山内部ではそれぞれ家支（宗族）に分れ抗争を繰り返しており、公権力の存在とは無縁であった。

涼山彝族奴隷制において特徴的なのは、黒彝以上と白彝（一般民）以下との間にある峻厳な差別である。というのも、黒彝は奴隷の血が混ざっていない純粋な血統であることを誇っているからである。さらにもう一つの特徴が、呷西（家内奴隷）→安家（家持ちの奴隷）→白彝へのゆっくりした上昇が可能なことであった。本稿の上記の議論から、これを同化のプロセスであると見るのは容易である。つまり、涼山彝族奴隷制は、一方ではオープンな奴隷制として、外来者の同化のプロセスとして機能しながら、一方では彝族社会の峻厳な身分差を象徴するものとして機能している。

中国の研究者の多くは、彝族奴隷社会が「五段階論」における奴隷制の格好の見本（「生ける化石」）であるとの見地から、涼山の奴隷制の苛酷さを過度に強調する傾向があり、この呷西から安家を経て白彝への上昇も民国末には難しくなると述べている。この点については、涼山における奴隷が民国期に急増したことが関係していよう。奴隷はアヘンの栽培や食糧の生産のために必要とされていた。意のままに使役できる奴隷を必要としていた黒彝たちは、奴隷から白彝への上昇を簡単には認めようとしなくなったのであろう。また、黒彝にならって白彝も、みずからと奴隷との間の区別を強調するようになったのであろう。だが、それが涼山奴隷制の本来の形であったとは思われない。あくまでも民国期以降の彝族社会の変質によって同化が次第に難しくなったのだと考えられる。

家持ちの奴隷である安家が奴隷か農奴かをめぐって、中国の歴史家の間で論争があった。大勢は、主人である黒彝に人身を強く拘束されていることをもって、安家もまた奴隷とするものであった。たしかに、小さな耕食地を保有するぐらいで、農奴とはいえないであろう。奴隷に自分の食い扶持ぐらいをまかなうために家園を割当てては、多くの奴隷制にみられるところであり、また、誰か適当な異性をあてがうことも、しばしば行われている。それゆえ家庭を持ったことで奴隷ではなくなったとも言えない。逆に、跡継ぎがない家の財産を主人が取り上げることは、中世の領主が農奴に対して行っており、奴隷制に固有のことではない。ただ、安家の子どもを主人が召し上げて、また呷西として使役することは、安家が奴隷であるところの有力な証拠との見解には、一定の説得力がある。

しかし、その理由として、人身の占有をあげ、人身の占有をもって奴隷とする見解は、誤っている。というのも、封建社会における農奴もまた当初、人身の占有から始まったと考えられる以上、決め手にはならないからである。

この議論（奴隷か農奴か）のなかで筆者が注目するのは、安家の家支の強さである。外来の奴隷であった場合、当然安家は親族がいないところから出発する。ただ世代ごとに結婚と子育てを繰り返せば、安家も数世代で親族或いは家支を持つことになる。言われているように、跡継ぎなしで死亡した安家の家支が、財産を没収しようとする主人（黒彝）と交渉したり、あるいは、子どもを呷西として召し上げないように圧力をかけることができるようになれば、一応の親族組織を持ったといえるのではないだろうか。

安家は親族組織（家支）を持ち、徐々にではあるが、黒彝に異議を唱えることが可能になる。時には、幾つかの家支を束ねて黒彝に抵抗する。これは、親族組織（家支）があるからこそ可能であり、単身の奴隷や、或いは子どもを生ませるために配偶者をあてがわれたとはいえ、家族が社会的に認知された組織として成立していない時期においては、到底不可能な行動なのである。後は、個々の安家が、小農民経営の主体といえるほど、直接生産者として成

長しているかどうかである。それが実証されれば、安家隷農説や安家農奴説が可能となる。

涼山彝族奴隷制において、もう一つ注目されるのが、公権力の不在である。自生的な、小規模な奴隷制において、公権力、公的強力が不在であるというのは、不思議ではない。だが、涼山彝族は当時数十万人の規模を擁しており、小規模な社会とはいえない。それゆえ、地の利があったとはいえ、度重なる国民党軍閥の掃討戦に対しても、有力家支が連合して打破することができたのである。公権力もしくは政権の不在については、すでに言及したことがある（福本 2005）。中国の研究者たちは、彝族奴隷制はギリシア・ローマの奴隷制と同じような、「五段階」のなかの奴隷制を唱えている以上、この問題をまったくは無視することができず、「家支が政権の性質を持っている」或いは「政権の性質を持っている家支が連合して支配している」と苦しい説明を行っている。とすれば、涼山に割拠する有力家支のそれぞれが政権であり、涼山全体でいえば、その連合政権なのかということになるが、それでは家支どうしが激しく械闘を繰り返していること、そしてその際、小競り合いなどで捕まった白彝以下のものや、同じく敗れた側の白彝以下のものが、奴隷にされてしまうことをどう考えればよいのだろうか。いかなる意味でも公権力が存在しないことが、果てしない血讐を繰り返す最大の原因であり、家支が「政権の性質を有する」というのは、こじつけである。家支の武力は強力（ゲヴァルト）ではあっても、公権力とか政権といったものではない。むしろ、奴隷制の維持は、公権力や政権を必ずしも必要としないと考えるべきであろう。たとえば、領域を支配するような集権的な権力（国家）なしに、支配階級としての貴族が多数の奴隷を支配していた北アフリカのトゥアレグ族のような例（Baier & Lovejoy, 1977）があることに注目すべきである<sup>7)</sup>。

## 5. 奴隸制と農奴制

涼山彝族奴隸制における家持ち奴隸，安家が奴隸か農奴かという議論を紹介したが，奴隸とともに，農奴も，社会的隷属のタイプを示す用語として，現在もなお有効であるのだろうか。本稿では奴隸の遍在性について，再三にわたって言及してきたが，奴隸と並んで隷属民を代表する農奴に関しても同じことが言えるのだろうか。

実際には，農奴制は隷属のタイプとしては，圧倒的に少数派であるように思える。多様な隷属関係を奴隸を一つの極として，それとの対比から分析，記述してきたためであろうが，農奴はそのような極，もしくは典型としては出現しない。奴隸制ばかりでなく，奴隸制を含めた多様な隷属関係の研究がなされてきたにも関わらず，農奴制とみなせるケースは非常に少ないという印象を受ける。土地に緊縛されている，もしくは土地を媒介にして，経済外的な強制や搾取を受けている，といった性格づけによって，検出される隷属のタイプは，非常に少ないと考えた方がよいであろう（地主・小作関係を戦前の資本主義論争のように強引に解釈すれば別であるが）。むしろ検出されるのは，ほとんどの場合，人身の所有や占有を巡ってである。

さらには，実際の農奴制（すなわちポスト・ローマ期もしくは中世初期の農奴制）においても，その初期において，領主と農奴との関係は，土地を媒介にしたものというより，むしろ直截に農奴の人身をめぐる関係であったことも，農奴制概念の適用を難しくしている。中世初期，土地に比し働き手が少なく，領主たちは土地を媒介にする関係よりも，人身の保護関係を通して働き手を集め，それらを自己の領内に囲い込もうとしていた。我々が一般に想像する土地を媒介としての依附関係というものは，土地が価値あるものとなってようやく可能となるのではないかと思われる。それ以前にあったものは，マルクス『諸形態』の言う大地もしくはテリトリーの占有であり，土地

の共同体的所有や王有は、そこから派生したものであろう<sup>8)</sup>。

大地（領域）を占有する、あるいは領有するがゆえに、「共同体のための賦役労働」を上位の共同体の首長や王が、先取することができる。だが、その具体的な展開は共同体の性格によって異なるであろう。アジア的な社会においては、首長や王は灌漑や治水といった公共事業を通して、「共同体のための賦役労働」を可能なかぎり吸い上げることができるだろう。それに対し、マルクスの「ゲルマン的共同体」においては共同体自身が個人的所有者の連合体である以上、アジア的な社会に比較し、それは——戦争のための動員を除けば——限られたものになるであろう。マルクスは、ドナウ諸公国においては、賦役労働から農奴制が生れたと述べたことがある。おそらくそこが「スラブ的共同体」と「ゲルマン的共同体」の違いであると考えていたのかもしれない。西欧においては、中世初期（ポスト・ローマ期）、首長や領主は「ゲルマン的共同体」との間で「共同体のための賦役労働」をめくりせめぎあいを続けながら、より具体的な個別の保護—被保護関係を通して、領民（隷属民や自由民）から剰余労働や剰余生産物を収取するコースに向ったのだと思われる。

ヨーロッパ古代、中世史における奴隷制、農奴制に関して、上記の奴隷制研究の新展開と同じ時期に、マルクス主義者が、如何なる研究を進展させたか、あるいはマルクス主義古代史家や中世史家が奴隷制や農奴制の歴史的展開について、如何なる構想を持っていたのかについて知るのはかなり困難である。それは、筆者の言語能力に関する制約が一番大きい、それ以外に、西欧におけるマルクス史学自体が、日本や中国（民国期を含めて）におけるマルクス主義史学と全く異なる、という事情があげられる。たとえば、往時、日本のマルクス史学は分厚い層をなして存在していた。たとえ、マルクス史学に属さない研究者も、マルクス史学と問題意識を共有しているということが十分に可能であった。このようなマルクス史学の繁栄は、多分に日本（特に戦後日本）という特殊な歴史的條件に多くを負っている。それを西欧に望



むのは無理であろう。たとえば、我々は戦後日本のマルクス主義者の奴隷制や農奴制をめぐる論争から、日本古代史や中世史など学界全体の俯瞰が可能であろう。中国史に関しても、限界はあっても、ある程度可能であったと思われる。そこにはマルクス主義と歴史研究の浅からぬ関係が横たわっている。だが、そのような状況を、西欧の古代史中世史研究に見ることはできない。マルクス主義的な視角からする歴史研究にも関心を寄せている森本芳樹や佐藤彰一等の論述からも、そのことは確認できる。マルクス主義者は個々の分野に疎らに存在するにすぎない。それゆえ、それらマルクス主義者をまとめて取り上げても、そこに何か学派とか同じ学説が存在するとは考えられない。その点において、E. P. トムソン、ホブズボームといったイギリスの一群の歴史家たちは、恐らく、数少ない例外であろう。

古典古代から西欧中世にかけて、奴隷制と農奴制をめぐる、M. I. Finley (1981, 1999), G. E. M. de Ste. Croix (1981), Pierre Docks (1982), Yvon Garlan (1988), Pierre Bonnassie (1991), Guy Bois (1992), M. L. Bush (ed.) (1996), 森本芳樹 (2004, 2005), 佐藤彰一 (2000) 等から、これまでの議論や問題意識との関わりにおいて言及しなければならないことは、以下の二点である。まず、奴隷制と農奴制が如何に関っているかをめぐってであるが、議論はいよいよ複雑化、かつ錯綜してきているように見える。コロヌス制に象徴されるような、奴隷への土地の分与による小作人化と、小作化した自由農民が土地に縛りつけられることにより、両者が次第に融合し農奴制への展開を促したとするような古典学説、或いは古ゲルマン社会の非自由民(奴隷)と没落した自由民の荘園制や領主制のもとでの融合による農奴制の成立説、そのいずれもが大きな挑戦を受けているように見える。従来のような奴隷制から農奴制への転化、もしくは奴隷の農奴への成長といった単純で、明快なシェーマはすでに過去のものである。奴隷制が幾度かの衰退と回復の繰返しを経て消滅に向ったと考える Docks や、さらに奴隷制の消滅と農奴制の成立を別のプロセスと見る Bonnassie や Guy Bois から、その一

端が窺われる。

農奴制の成立とは、ポスト・ローマ期の西欧に特有の歴史的諸関係の重畳によるもので、奴隷の農奴へ成長とか奴隷制の農奴制への発達といったシェーマには一般化しえないとするほかないのであろうか。いよいよ具体的な歴史過程や歴史叙述に縛られ、農奴及び農奴制は、一般的な用語として使われにくい状況が生れてきている。

Finley (1981) は、農奴をスパルタのヘロットなどの隷属民に対し適応する考えを、厳しく批判している。封建制下の農奴とヘロットとの間の大きな相違をあげているが、そこにはやはり農奴が西欧中世社会特有の隷属を表しているとの、ある共通した理解があると思われる<sup>9)</sup>。身分と階級をめぐるなど、そのフィンレイへの批判を繰り返している De ste. Croix (1981) もまた、同じような主張を展開している。それは、彼が、封建的生産様式は「中世西欧的生産様式」と言い換えられるべきものだということを、彼自身のマルクス主義理解として述べている部分においてである。そこには、農奴制や封建制は、西欧固有の歴史的諸関係の重畳によって成立したものであり、むやみに一般化できないとの含意があると思われる。

さらに、上記の著者（特に古代史家）たちが、地中海世界において存在していた隷属関係のうち、オリエントに存在していたそれを如何に見ていたのかについて言及したい。アレキサンダーの東方遠征の後成立した後継国家のなかで、オリエントに政権を樹立したセレウコス朝やプトレマイオス朝は、古典古代世界とはまったく異なった社会、民衆を支配することになった。彼らは、ギリシア人の植民を進めながら、都市及びその周辺を彼らがなじんだ地中海世界に似せていった。隷属民として奴隷が大量に使われるようになり、都市には市民と奴隷の二つの極からなる社会が作られていった。だが、そのような都市を離れば、地中海風に変容されない農村はそのままの姿で残った。農村からの余剰は、奴隷を通じてではなく、以前と同じような「王の農民」（共同体農民）をまるごと搾り取る方法がとられた。エジプトやメソポ

タミアの旧王朝がとった「共同体のための賦役労働」を楨杆に救い上げる収取システムが温存されたのであった。それはローマにも受け継がれ、東方の異質性は最後まで消滅することはなかった。これについては、すぐれた古代史家である太田秀通が的確に言及しているところである。

この収取システムもしくは隷属関係における東方（エジプト、メソポタミア、シリア、小アジア）の異質性について、フィンレイも言及しており、そして、それがマルクスのアジア的生産様式であることにも当然ながら気がついてきた。彼は、ギリシア世界における動産奴隷、ヘロットを含む隷属関係の種差に言及すると同時に、東方の隷属民との区別についても、明確に理解していたと思われる。彼は社会・経済システムが、西方と東方ではまったく異なっていたと述べるだけで、東方が何であるか、それをはっきり名指すことはなかった（Finley 1999）。それに対し Yvon Garlan (1988) は、東方に存在していたものがアジア的生産様式に基づくものだと明言している。彼はゴドリエを高く評価しており、このアジア的生産様式についての言及も、そこ——ゴドリエを含めフランスのマルクス主義者にアジア的生産様式論の支持者が多いこと——からもたらされた可能性が高い。それに対し De ste. Croix (1981) は、同じ点に注目しながら、それを前古典古代的生産様式 (Pre-Classical modes of production) と呼ぶことを提案している。彼が、アジア的生産様式と呼ぶことを、ペリー・アンダーソンや Daniel Thorner に依って否定しているところから、やはりこの概念を、西欧中心主義やオリエンタリズムとの関連により否定的に見ており、それゆえ、その使用を躊躇せざるをえなかったのであろう。

以上、奴隷制を中心に、その他の隷属形態、とくにアジア的隷属のあり方、そして農奴制について、様々な議論を紹介してきた。結論的なことを言うには早すぎるが、ささやかながら小括すれば、以下のように言うことができよう。まず、奴隷制は我々が従来想像した以上に、もっと早い時期から成立す

ること。というのも、世代の再生産を省略することによって、かつそれを他の共同体（コミュニティ）に押しつけることによって、奴隷制は早期に成立することが可能であるからである。ただ、これは一般的には、小規模な、もしくはプリミティブな形態において成立する。また、奴隷を獲得する目的も、経済的なもの、労働や生産に関するものとは限らず、奴隷は様々な目的のために使用される。それが、奴隷制がいたるところに発見される理由でもある。しかし、大規模な、とくに経済的な利益を目的とするような奴隷制は、一定の経済的発展を前提にしなければ成立しない。

もう一つの早期に成立する隷属のあり方、収取システムは、「共同体のための賦役労働」の先取である。貢納制と呼ぶことができる。灌漑や治水を中心とした文明においては、農業生産の発展を背景に、これは大規模に行われる。そこでは奴隷は二次的な役割を占めるにすぎない。この灌漑や治水を中心とした文明においては、諸共同体に君臨する上位の共同体（包括的統一体）とその首長（王）が、「共同体のための賦役労働」の収取を楨杆に様々な公共事業を通じて、諸共同体を吸収し、溶解し、直接、個々の共同体農民を把握するに至る。諸共同体は消滅するか、再編を迫られる。上位の共同体（包括的統一体）は統合度を強め、単一の君主による専制国家に転移する。共同体農民は国家に直接、賦役及び税を納めることになる。このような、小共同体の消滅や機能縮小は、その余剰分が国家に吸収されることによって、大規模な中央集権的官僚制、大規模な軍隊、イデオロギー装置、或いは、国家規模の流通を媒介する大商人や徴税請負人を給養する原資となる。そこでは、階層分解の中から、様々に析出される隷属民（奴隷）もまた、賦役の担い手（官奴婢）であったり、潜在的な担い手として国家や行政の関心から漏れることはない。

このように見れば、農奴は決してプリミティブな隷属民ではない。それはまず、一定の生産力の発展を前提とし、さらに農奴自身の経営能力の向上を必要としている。また、親族組織やコミュニティをも含めて生産や再生産を

行っている。奴隷から農奴の直接生産者としての成長、あるいは奴隷制から農奴制への発展が、様々に議論されても、なかなか一般理論としてモデル化しえないのも、そのためだと思われる。それに加えて、封建制との関りを無視することはできない。一方では、封建領主が、単なる大地主（土地＝生産手段の所有者）としてではなく、ある領域とかテリトリーにおける公的権力の行使者として振舞っており、それら領主層と、農奴を含めたうえでの村落共同体が「共同体のための賦役労働」をめぐってバーゲニングを行っている。他方において、農民及び農奴が親族組織や村落共同体を成立させつつ、農民（農奴）自身の剰余労働、剰余生産物を手元に残すために、地代取得者でもある領主層との間でさらにいっそうのバーゲニングを繰り返している。その両者のバーゲニングは具体的には封建的なシステム（荘園制、領主制、レーン制等）のもとで行われている。もしくは、そのような封建的なシステムの盛衰と絡んで農奴制が成立していったのである。それゆえ封建的なシステム抜きに農奴制を語ることは難しいということになる<sup>10</sup>。

再び奴隷制に話を戻せば、奴隷制により社会的な生産が主要に担われる社会は稀である。いずれの社会にも一般の農民（自由農民であったり、共同体農民であったりする）が存在し、多くの場合、彼らこそが社会的な生産の主要な担い手であったり、或いは有力な担い手であったりする。また必ずしも奴隷とはいえない様々な隷属のタイプの隷属民が存在し、彼らの生産における役割もまた無視できないからである。多くの西欧マルクス史家が農奴制と封建的生産様式（西欧中世）の結びつきが歴史的に条件づけられた固有なものと考えているように、古代ギリシア及びローマの労働奴隷制の成立もまた、古典古代（地中海世界）特有の歴史的諸条件や歴史的諸関係の重なり合い抜きにはありえない。その意味で「歴史発展の五段階論」のような直線的な発展段階論が誤っていることは、言うまでもない。であるとすれば、マルクス主義的な発展段階論は、現在もなお成立するののかということがマルクス主義者にとって今後の問題となろう。

## 《注》

- 1) この新動向を示す著作及び論文集としては、Maurice Bloch (1975), Godelier (1977), David Seddon (1978), Johon Clammer (1978), Stanley Diamond (1979), Crummey & Stewart (1981), Kahn & Llobera (1981), 等を代表的なものとしてあげることができる。
- 2) 世界各地のプリミティブな社会に、奴隷制が多いのは、近代以後プリミティブな社会に入り込んだ商人、植民地行政官、宣教師、探検家などのヨーロッパ人が、彼らが遭遇した現地社会の身分や等級、及びそれに伴う所得や権力の格差或いは差別や抑圧を、自らの歴史経験に重ね合わせて、奴隷制（もしくはより少ない頻度において農奴制）と呼んだことに起因する部分が多い。とにかく奴隷に似たものが多くいれば、すなわちそこに奴隷制が存在するという事になったのだらうと思われる。これらの奴隷制のなかには、奴隷制と呼ぶよりも、他の隷属形態であると考えた方がよいものが少なからず含まれる。だが、今日的視点より言えば、奴隷制に似たもの、或いは報告者が奴隷制に似ていると感じたものを含めて、人類社会における様々な隷属の形態を考察する必要があると考えられる。奴隷制は、そのなかでも前資本主義社会においては最も広く存在し、かつもっとも重い比重を持つと考えられる。したがって奴隷制研究とは、奴隷制を中心とした隷属の形態を包括的に扱うことになる。
- 3) 『諸形態』冒頭の記述から、おそらくこのような本源的共同体（最初に大地を先取した共同体）も始原において成員相互の関係も比較的平等であったと想定されていたと思われる。マルクス主義が知識人の常識とされた頃、一般の読者は『起源』をまず最初に読み、ついで『諸形態』を読んだであろうが、その際、『諸形態』における共同体と王や奴隷の共存に違和感を感じたであろう。無階級社会もしくは共有や平等を示す語彙と、支配や隷属を示す語彙が区別されずに混ざり合って記述されているからである。
- 4) 奴隷が主人以外との関わりを持たないということ、すなわち社会的に徹底して孤立しているということが、主人の奴隷に対する「独裁」や「専制」を可能にしていると考え、マルクスのアジア的社会論が、どうして「互いに孤立した共同体」のイメージに執拗にこだわっているのかよく理解できる。1850年代のインド社会論、及び1880年代のロシア社会論において、マルクスはつねにアジア或いはロシアの専制政治が「互いに孤立した村落共同体」をその社会的基盤としていたことを力説していた。すなわち、互いに孤立しているということが、結局において、共同体農民を、国土の唯一の所有者である君主や中央政府に隷属せざるをえなくしていたのである。アジア的社会の専制的性格はそこに由来する。また、マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメールの18日』は、フランス農民が互いに孤立していること、互いに孤立しているがゆえに、農民たちは自らの希望をカリスマを継承したと自称する指導者（ルイ・ボナパルト）に託さざるを

えず、それがナポレオン三世のボナパルティズム独裁樹立に繋がったことを指摘している。マルクスにおいて、同じメタファーが働いていたと思われる。

「ロシアの『農業共同体』には、それを弱体化し、いかなる点からみてもそれにとって有害な、一つの特徴があります。それはその孤立性であり、一共同体の生存の他の共同体との結合の欠如、すなわちこのように地域的に固まった小宇宙たることであります。このような小宇宙性は、こういう型に内在する特徴的性格としてどこにでもみられるというわけではありませんが、それがみられるところではどこでも、多かれ少なかれ中央集権的な専制政治を共同体のうえに成立させます。このような孤立性は、もともとはおそらく領土の途方もない広さに由来するものなのでしょうが、その大部分が、蒙古人の侵入以来ロシアがこうむらなければならなかった政治的悲運によって強められたものであることは、北ロシアの諸共和国の連合が証明しております」(マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答」『マルクス・エンゲルス農業論集』岩波文庫)。

「分割地農民は、巨大な大衆を成している、その構成員たちは同じ境遇で生活しているものの、お互いにいろいろな関係を結んでいるわけではない。その生産様式のために、彼らは互いに孤立し、相互交流が促進されないのである。フランスの粗末な交通手段と農民の貧困ゆえに、孤立がいつそう進む」(ルイ・ボナパルトのブリュメールの一日)『マルクス・コレクションⅢ』筑摩書房、2005年)。

- 5) 人類学のフィールドにおいてどのような結果がでようと、世界史におけるギリシア・ローマの世界、及び南北戦争以前のアメリカ奴隷制が奴隷制の代表例或いは際立った例として受け止められる現状に、今後も大きな変化はないであろう。世界の奴隷制の多様性が証明されたとしても、二つの代表的な奴隷制がそのなかでは特殊で、異常な奴隷制であったとされても、この代表性に変わりがなく、それゆえ今後とも大きな関心の的であり続けるであろう。だとすると、生産面や経済面から奴隷制を捉える作業が止むこともないであろう。また、それを間違いであると、非難することにも限界があらう。言えるのは、ギリシア・ローマの奴隷制とアメリカの奴隷制にだけ焦点を当てるのでは、二つの奴隷制にのみ偏重している、人間にとって奴隷及び奴隷制とは何であったのかという、その本質が見えてこない、ということであろう。
- 6) ワトソンが言う伝統中国における奴隷(奴僕)についても同じことがいえる。窮乏のため売られた子どもは、たとえ親が完全な譲渡に同意したとしても、子どもの所在がつかめるかぎり、潜在的な権利や義務を有している。たとえば、豊かな商家や作坊(小工場)に金で買われた奉公人が主人の仕打ちのため非業の死を遂げた場合、家族が訪ねてきて疑義を唱えたり、償いを求める可能性は残っている。また、官衙の濫及や訴追を受ける可能性があった。人身売買は法的には認められていなかったことも、そられの可能性を強くしている。さらに言えば、明清期ともなれば——日本の江戸時代と同じように——行政のほか、個人をとりまく

ネットワークは分厚くなっている。単なる奉公人でさえ家族、親族組織のほか、仲間組織、義兄弟、同郷団体、宗教団体、無尽や講のようなものから、はては秘密結社まで、様々に関係を持つことが可能であった。それゆえ、たとえ金で買われ、完全な譲渡が行われたとしても、奴隷とはいえず、主家に従属する身分の低い奉公人と言った方があつたであろう。

- 7) 外来奴隷に対して、それへの強力の行使は公権力を装う必要はない。それに対し、同じ共同体（例えば都市共同体）に属する者への支配は公権力を必要とする。ただ、外来の奴隷といえども、オープンな奴隷制においては、数世代のうちに一般民（平民）に同化される。その時、貴族（黒彝）の平民（白彝）に対する強力の行使はどう理解すればよいのか。それは、彝族の場合には、人身の占有関係や依附関係によって説明が可能であろう。つまり、オープンな奴隷制といっても、彝族のように、支配階級である貴族と平民の間には越えられない差別があり、貴族と平民の関係が、人身の占有によって関係づけられているところでは、公権力なしでも支配関係が維持できる可能性があるとも言えそうである。さらに付け加えれば、奴隷＝アウトサイダーとされる社会では、共同体（例えば都市国家）全体が、まるごとアウトサイダーに対峙している。つまり、共同体自身が外に向かい国家として振舞っていると考えられる（滝村隆一）。
- 8) 我々が封建領主というイメージから想像する大土地所有者の大土地とは本来は領域のことであり、大地の占有から派生したものであり——封建とは国権の分与であるとはこの意味であろう——、個々の価値ある土地（耕地）の所有を楨杆に地代を搾り取る地主——小作関係の地主とは、その発生の系譜を異にするものであると思われる（小領主や開発領主の場合、そのどちらともいえない場合があるが）。
- 9) フィンレイ（Finley）とマルクス主義との関りは微妙である。また、晩年になるほど、マルクス主義的な見解に批判的になったとも言われている。だが、Bottomore 編、『マルクス主義思想事典』（Dictionary of Marxist Thought, Blackwell, 1983）の古代社会（Ancient Society）と奴隷制（Slavery）の両項をフィンレイが執筆している。この二つの項に関するかぎり、生産関係、生産様式、社会構成体といったマルクス主義用語の用法においても、それをを用いた論理展開においても、また生産様式論や社会的隷属の形態に関する先行研究の理解においても、彼がマルクス主義者ではないことを気づくのが難しいほどのレベルで論じられており、そのマルクス主義理解の深さを示していると思われる。
- 10) さらに付け加えれば、アジア的な社会における隷属関係、取収システムは、必ずオリエンタル・デスポティズムに結果するわけではない。「共同体のための賦役労働」は必ずしも上位の共同体（包括的共同体、国家）のみが先取するわけではないからである。下位共同体の首長がその取得に成功する場合もあり、またいったん国家に奪われた後、中央政権の崩壊時にそれを奪い返すこともある。日本古



代末期の在地首長層が「共同体のための賦役労働」を開発領主として奪取し、中央政権を弱め自らの地方政権樹立のために駆使した例もある。上位の共同体と在地の共同体の綱引きによって、種々の変異がありうる。

重要なことは「共同体のための賦役労働」の量的側面ではない。大規模公共事業、王墓や皇帝墓の建設をみると、投与された労働量の大きさに驚かされるが、問題は「共同体のための賦役労働」が国家や王の指揮のもと種々の事業に投下されるが、そこにおいて国家的統合が進むということ、そしてその後の国家や王の恣意的な使役の布石や先導となり、容易に直接生産者の剰余労働や剰余生産物の収取を「合法化」ということである。アジア的社会に顕著な公私混同はおそらくここに由来する。

また洋の東西を問わず、権力もしくは公的強制力というものが何を巡って行使されるのかも重要な契機となる。先ほどの開発領主は勸農権の行使にもっとも意を用いたであろう。それは古代及び中世(中古)の東アジア諸国も同じであったと考えられる。或いは、股代のように供犠権の行使が最も重要な場合もあり、インドのように祭儀権が中心を占めることもある。それに対し西欧中世においては裁判権がもっとも中枢を占めたであろう。それらは各々の社会の支配のあり方に関しており、当然同時に支配される側の同意の形成に関っている。それゆえ、さきの「共同体のための賦役労働」の先取をめぐる抗争やバーゲニングも、それぞれの社会において、大きく様相を異にする可能性がある。

#### 参考文献

- Baier and Lovejoy (1977), *The Tuareg of the Central Sudan: Gradations in Servility at the Desert Edge*, in Miyers & Kopytoff (eds.), *Slavery in Africa: Historical and Anthropological Perspectives*, The University of Wisconsin Press.
- Bloch, Maurice (ed.) (1975), *Marxist Analyses and Social Anthropology*, Halsted Press.
- Bois, Guy (1992), *The transformation of the year one thousand: The village of Lournand from antiquity to feudalism*, Manchester University Press.
- Bonnassie, Pierre (1991), *From Slavery to Feudalism in South-Western Europe*, Cambridge.
- Bush, M. L. (ed.) (1996), *Serfdom and Slavery: Studies in Legal Bondage*, Addison Wesley Longman Publishing Inc.
- Campbell, Gwyn (ed.) (2004), *The Structure of Slavery in Indian Ocean Africa and Asia*, Frank Cass.
- Clammer, John (ed.) (1978), *The New Economic Anthropology*, Macmillan Press.

- Crummey & Stewart (eds.) (1981), *Modes of Production in Africa: the Precolonial Era*, Sage Publications.
- Diamond, Stanley (ed.) (1979), *Toward a Marxist Anthropology: Problems and Perspectives*, Mouton Publishers.
- Dockes, Pierre (1982), *Medieval slavery and Liberation*, Methuen & Co. Ltd.
- Finley, M. I. (1980), *Ancient Slavery and Modern Ideology*, Penguin Books.
- (1981), *Economy and Society in Ancient Greece*, Chatto & Windus.
- (1999), *The Ancient Economy*, University of California Press.
- Finly, M. I. (ed.) (1987), *Classical Slavery*, Frank Cass.
- Garlan, Yvon (1988), *Slavery in Ancient Greece*, Revised and expanded edition, Cornell University Press.
- Godelier, Maurice (1977), *Perspectives in Marxist Anthropology*, Cambridge.
- James, G. L. R. (1989), *The Black Jacobins, Toussaint L'Ouverture and the San Domingo Revolution*, Vintage Books.
- Kahn, Joel S. & Llobera, Josep R. (eds.) (1981), *The Anthropology of Pre-Capitalist Societies*, Humanities Press.
- Klein, Martin A. (ed.) (1993), *Breaking the Chains: Slavery, Bondage, and Emancipation in Morden Africa and Asia*, The University of Wisconsin Press.
- Lovejoy, Paul E. (1983), *Transformations in Slavery: A History of Slavery in Africa*, Cambridge.
- Meillassoux, Claude (1991), *The Anthropology of Slavery: The Womb of Iron and Gold*, University of Chicago Press.
- Miyers & Kopytoff (eds.) (1977), *Slavery in Africa: Historical and Anthropological Perspectives*, The University of Wisconsin Press.
- Patterson, Orlando (1979), *On Slavery and Slave Formation*, *New Left Review* 117.
- (1982), *Slavery and Social Death: A Comparative Study*, Harvard University Press.
- Reid, Anthony (ed.) (1983), *Slavery, Bondage and Dependency in Southeast Asia*, St. Martin's Press, New York.
- (1993) *The Decline of Corvée and Slavery in Nineteenth-Century Indonesia*, in Klein (ed.), *Breaking the Chains*, The University of Wisconsin Press.
- Seddon, David (ed.) (1978), *Relations of Production: Marxist Approaches to Economic Anthropology*, Frank Cass.
- Ste. Croix, G. E. M. de (1981), *The Class Struggle in the Ancient Greek World:*

- from the Archaic Age to the Arab Conquests, Cornell University Press.
- Sutherland, H. (1983), Slavery and the Slave Trade in South Sulawesi, 1660s–1800s, in Anthony Reid (ed.), Slavery, Bondage and Dependency in Southeast Asia, St. Martin's Press.
- Terwiel, B. (1983), Bondage and Slavery in Early Nineteenth Century Siam, in Anthony Reind (ed.), Slavery, Bondage and Dependency in Southeast Asia, St. Martin's Press.
- Warren, James F. (2004), 'The Structure of Slavery in the Sulu Zone in the Late Eighteenth and Nineteenth Centuries, in Gwyn Campbell (ed.), The Structure of Slavery in Indian Ocean Africa and Asia, Frank Cass.
- Watson, J. L. (ed.) (1980), Asian and African systems of Slavery, University of California Press.
- イングラム 1943 奴隷及農奴史 栗田書店
- 川田順造 2001 無文字社会の歴史 岩波現代文庫
- 倉橋良伸ほか 2002 躍動する古代ローマ世界 支配と解放運動をめぐって 理想社
- 佐藤彰一 2000 ポスト・ローマ期フランク史の研究 岩波書店
- バターソン 2001 世界の奴隷制の歴史 奥田暁子訳 明石書店
- フィンレイ編 1970 西洋古代の奴隷制 東京大学出版会
- 福本勝清 2005 中国西南史の諸問題 涼山彝族奴隷制を中心として 明治大学教養論集 397号
- モーリス・ブロック 1996 マルクス主義と人類学 法政大学出版局
- 望月清司 1971 「共同体のための賦役労働」について 専修大学社会科学研究所月報 No. 88
- 森本芳樹 2004 比較史の道 ヨーロッパ中世から広い世界へ 創文社
- 森本芳樹 2005 西欧中世形成期の農村と都市 岩波書店

(ふくもと・かつきよ 商学部教授)